

	質問	さいたま市回答
1	建築物を改造・補修する作業を伴う建設工事及び工作物の解体等工事の報告対象となる請負金額（100万円以上）について教えてください。	材料費や廃棄物の収集運搬費・処分費、新築工事費含んだ工事全体の金額です。 また、1つの契約で複数施設の改修工事を、合計100万円以上で受注した場合は、各施設毎にシステムへの報告が必要となります。 なお、請負金額が100万円未満の工事が、追加契約により100万円以上となった場合は、追加契約後に報告する必要が発生します。
2	事前調査結果の報告タイミングはいつまでに行えばよいですか？	遅くても解体等工事に着手する前までに報告してください。
3	登録したデータはいつまで変更ができますか？	解体等工事の実施期間中は、変更することが可能です。
4	事前調査結果の報告について代理の者からの報告は可能ですか？	代理者からの報告は認めていません。 ただし、行政書士等による代理報告については、環境省及び厚労省で今後の対応を検討しています。
5	複数の端末から1つのアカウントでログイン可能ですか？	複数の端末から1つのアカウントでログインすることが可能です。 ただし、同じ工事の報告情報を複数人で編集することはできません。
6	事前調査を実施したところ、同じ種類の建築材料に、石綿含有「有り」と石綿含有「無し」がありました。 この場合どのように報告を行えばよいですか？	同じ種類の建築材料で石綿含有「有り」と「無し」がある場合は「有り」と入力してください。 なお、各建築材料の振り分けは以下のとおりです。 レベル1：吹付け材 レベル2：保温材、煙突断熱材、屋根用折板断熱材、耐火被覆材 レベル3：上記以外（仕上塗材、各種成形板等）

7	<p>事前調査を実施したところ、対象となる建築材料の使用はありませんでした。</p> <p>その場合、「作業種類ごとの石綿含有の有無と措置」ではどのように選択すればよいですか？</p>	<p>建築材料の使用が無い場合は、何も選択しません。</p> <p>建築材料が使用されていて、調査の結果、石綿含有「無し」を確認した場合は、石綿含有「無し」を選択してください。</p> <p>なお、石綿含有「無し」と判断する根拠が複数ある場合は、全ての根拠をチェックしてください。</p>
8	<p>元請業者とは別の者が、実施した事前調査結果を活用したいと考えています。</p> <p>この場合、システムで報告はどのようになりますか？</p>	<p>「元方（元請）事業者の調査、分析を実施した者」には実際に調査を行った者の氏名を記載します。</p> <p>この場合、システム入力前に事前調査を実施した者に対し連絡しておくことが望ましいです。</p> <p>なお、別の者による事前調査結果を使用する場合でも、報告者は元請業者となります。</p>
9	<p>事前調査結果の報告を行ったので、現場への事前調査結果の写しの備置きは省略できますか？</p>	<p>本システムへ報告を行ったことにより現場への事前調査結果の記録の写しの備置きは省略できません。</p> <p>解体等工事の期間中は必ず事前調査結果の記録の写しの備置きをしてください。</p>